

特別養護老人ホーム つむぐ ご利用料金について

	要介護3	要介護4	要介護5
第2段階	73,521円	74,933円	78,566円
第3段階①	93,921円	98,333円	101,966円
第3段階②	119,121円	123,533円	127,166円
第4段階	140,751円	142,163円	145,796円

※一部加算は令和8年6月1日から
居住費および食費は、
令和8年8月1日からの変更と
なります。

※左記の表は、
令和8年8月1日からの合計金額の
参考となります。

※30日/月、自己負担1割の場合で、
計算しております。

※別途、療養食加算、外泊加算、看取り介護加算などが発生することがあります。

* 初期加算は、入所30日以降は加算されません。
※各段階の要件につきましては下の表を参考にしてください。

上記の利用料金自己負担額表のとおり、ご利用者様の要介護度に応じた施設サービス費と、各種加算、食費・居住費についての自己負担額をお支払いいただきます。

〔利用料金自己負担額表：1日あたりの金額〕

※施設サービス費各種加算につきましては介護保険負担割合1割を基準に単価を計算しています。

2割負担の方は2倍してお考えください。

要介護度	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	828円	901円	971円

各種 加算 につ いて	安全対策体制加算	20円	入所初日に係る加算です
	初期加算	30円	（入所日から30日間、またはひと月を超える入院後の再入所時も30日間加算されます。）
	日常生活継続支援加算	46円	
	夜勤職員配置加算	61円	
	看護体制加算（Ⅰ）	12円	
	看護体制加算（Ⅱ）	23円	
	栄養マネジメント加算	14円	
	個別機能訓練加算	12円	（ひと月につき追加で20円いただきます。）
	生活機能向上連携加算	100円/月	
	精神科医師定期的療養指導加算	5円	
	自立支援促進加算	280円	（ひと月に一回の加算になります。）
	生産性向上推進体制加算	10円	（ひと月に一回の加算になります。）
	協力医療機関連携加算	50円	（ひと月に一回の加算になります。）
	科学的介護推進体制加算	50円	（ひと月に一回の加算になります。）
	介護職員等処遇改善加算	施設サービス費＋各種加算の合計に対して、1000分の176の割合をかけた金額が加算されます。	

■療養食加算(6円/1食)が加算される場合があります。

医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算します。

■看取り介護加算が加算される場合があります。

医師が終末期と判断したご利用者様に対し、看取りに対する指針のもと、本人又は代理人等の同意を得て看取り介護を行った場合、亡くなられた日は1280円、その前日及び前々日は680円、その前4日から30日は144円、31日から45日前まで72円の加算が発生します。

■入院時又は外泊時の費用が加算される場合があります。

入院や外泊をされた場合で施設に在所していない日であっても、入院又は外泊の翌日から6日間は、1日につき246円をお支払いいただきます。(尚、月をまたいで連続した入院の場合は、最長12日間が加算の対象となります。)

■居住費・食費の上限額(負担限度額)が定められ、費用負担が軽減される場合があります。

負担限度額は利用者負担段階ごとに定められています。判定基準項目・段階は下記の通り。

(1) 本人及び同一世帯の方の前年の所得

(2) 配偶者(別世帯も含む)の住民税課税状況

(3) 預貯金等合計額(単身者500～1000万円以下・配偶者がいる場合は両方で1500～2000万円以下) 預貯金額()は夫婦世帯

食 費	第2段階 (市町村民税世帯非課税：合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額82万6500円以下の方)	390円	650万(1650万)以下
	第3段階① (市町村民税世帯非課税：課税年金収入額が年額82万6500円超120万円以下の方)	680円	550万(1550万)以下
	第3段階② (市町村民税世帯非課税：課税年金収入額が年額120万円超の方)	1,420円	500万(1500万)以下
	第4段階 (上記以外の方は、食費は基準費用額となります。)	1,545円	
居 住 費	第2段階 (市町村民税世帯非課税：合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額82万6500円以下の方)	880円	650万(1650万)以下
	第3段階① (市町村民税世帯非課税：課税年金収入額が年額82万6500円超120万円以下の方)	1,370円	550万(1550万)以下
	第3段階② (市町村民税世帯非課税：課税年金収入額が年額120万円超の方)	1,470円	500万(1500万)以下
	第4段階 (上記以外の方は、居住費は基準費用額となります。)	2,066円	